

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652

パートタイマーのキャリアアップを推進します！

～嘱託・パートタイマーの無期雇用化ならびに新たな事務職「アソシエイト」を創設～

京都銀行（頭取 土井 伸宏）は、改正労働契約法への対応として、嘱託・パートタイマーを無期雇用化するとともに、働き方改革の一環としてパートタイマーのキャリアアップ推進に取り組みますのでお知らせいたします。

平成 25 年 4 月に施行された改正労働契約法では、有期雇用者について、施行日以降の契約期間が通算 5 年を超える者は、無期雇用への転換権が発生するとされています。当行では、有期雇用者である嘱託とパートタイマーについて、貴重な人材として長期間安定した雇用を実現させるため、採用から 2 年経過をめぐりに全員を無期雇用に転換いたします。

あわせて、意欲・能力あるパートタイマーについて、営業店事務の中心的担い手としての活躍を推進するため、事務全般を担当する嘱託の事務職「アソシエイト」を創設し、さらなるキャリアアップを推進いたします。

当行では、今後も全従業員が能力と個性を最大限に発揮できる職場環境を整備し、お客さまの期待を超えるワンランク上の金融サービスを提供できるよう努めてまいります。

記

1. 嘱託・パートタイマーの無期雇用化

法律が求める期間 5 年を待つことなく、2 年経過をめぐりに全員を無期雇用に転換

2. パートタイマーのキャリアアップ推進

(1) 内容

営業店事務の中心的担い手として活躍する嘱託（無期雇用）の事務職「アソシエイト（呼称）」を創設し、パートタイマーからの転換を推進する。

(2) 雇用形態

嘱託（無期雇用）

(3) 勤務時間

フルタイム（従業員と同一）

(4) 業務内容

営業店事務全般

(5) 登用方法

申請基準を満たした対象者について、年 1 回、面談を実施のうえ登用

3. 実施日

平成 30 年 4 月 1 日

以上